

平成25年7月26日

適正な公共事業の執行についての取組みの強化について

公共工事の適正な執行に関する緊急決議（要旨）

《平成25年4月26日全建決議》

- 1 迅速かつ円滑な公共事業の施工の確保
- 2 労働者への適切な水準の賃金の支払い
- 3 社会保険等への加入の促進
- 4 適切な価格での契約と脱ダンピング受注の推進

I 取り組み強化キャンペーンの実施

(1) キャンペーンの目的

- イ 「適正な賃金水準の確保」（大臣要請）趣旨の徹底
- ロ 「全建社会保険加入促進計画」の推進

(2) キャンペーンの方法

- イ 取組み強化セミナーの実施
- ロ 取組み強化キャラバンの派遣
- ハ 取組み相談窓口の設置 ※
- 二 取組み強化キャンペーンのホームページの開設

II 取組み強化のためのアンケート等の実施

- (1) 建設技能労働者の賃金水準の実態調査
- (2) 賃金水準確保等の取組み状況のアンケート調査

※ 相談窓口：(一社) 全国建設業協会労働部

住所 〒104-0032 東京都中央区八丁堀2-5-1

TEL 03-3551-9396 FAX 03-3555-3218

適正な公共事業の執行に関する取組み強化キャンペーンの重点

決議事項	決議内容	キャンペーンの重点
迅速かつ円滑な公共工事の施工の確保	被災地の一刻も早い復興を図り、国民の安全・安心を確保する強制的な国士を実現するため、全力をあげて迅速かつ円滑な公共事業の施工の確保に努めること。	
労働者への適切な水準の賃金の支払い	労働者の処遇の改善を図るため、自ら適切な賃金水準の確保に努めるとともに、下請契約を締結する際には、下請企業に対しても適切な水準の賃金を支払うよう要請すること。	<p>公共工事設計労務単価が適用される公共工事について、 ①一次下請への見積り依頼時に公共工事設計労務単価を示し、その引き上げの趣旨にかならず要請する。 ②技能労働者に対し、社会保険料等の個人負担分を含め、公共工事設計労務単価の引き上げの趣旨にかならず要請するよう、一次下請に要請する。 ③二次以下の下請企業に対しても一次下請等を介して、公共工事設計労務単価の引き上げの趣旨にかならず要請する。</p>
社会保険等への加入の促進	社会保険等への加入を促進するため、自ら社会保険等に加入することよりもとより、下請負契約を締結する際には、法定福利費を適切に含んだものとすること。	<p>平成25年度の公共工事設計労務単価の引き上げは、社会保険等の個人負担分を含むものであり、「社会保険加入促進計画」に則り、社会保険等への加入を確保するための対応を行う。</p> <p>①全建や地方協会は、国や地方公共団体、並びに民間の発注者に対して、請負契約額に適正な利潤と法定福利費が確保されるよう要請する。 ②会員企業は、自ら「脱ダンピング受注」につとめるとともに下請負業者に対し、標準見積書に則り法定福利費の内訳を明示した見積示した見積書の提出を求め、法定福利費の適正な負担に努める。</p>

社会保険加入促進計画を策定

一般社団法人 全国建設業協会

国土交通省では、建設産業が直面する課題の整理と関係者が取り組むべき具体策をまとめた「建設産業の再生と発展の方策2011及び2012」に基づき社会保険未加入問題への対策を進めています。この対策を進め、技能労働者の雇用環境の改善や不良不適格業者の排除等に取り組み、建設産業の持続的な発展に必要な人材を確保すること、さらに、事業者間の公平で健全な競争環境を構築することとしています。

この対策の一環で各団体毎に「社会保険加入促進計画」を定め、加入促進に努めることとなっていることから、全建では、「基本的な方針」、「計画の期間」、「取り組みの内容等」、及び「行政に対する要請」からなる促進計画を策定し、社会保険未加入対策に取り組むこととしています。今後、各都道府県協会の会員企業の皆さんのご協力を頂き、社会保険加入の実態把握を定期的に行い、その調査結果に基づき、この促進計画を見直し実効性のある取り組みを行うこととしています。

この対策の実効性を上げるために「建設産業の再生と発展の方策2011、2012」に掲げられている「公共工事の入札契約制度の改革等の方策」等と一体となった社会保険加入促進対策を推進していくことが重要であると考えています。

社会保険加入促進計画

団体名 一般社団法人 全国建設業協会

代表者名 会長 浅沼 健一

所在地 東京都中央区八丁堀2-5-1

会員数 19,941社（平成24年6月末）

主な業種 建設業

1 基本的な方針

建設産業においては、法定福利費を適正に負担しない業者（保険未加入企業）が存在し、技能労働者の公的社会保障が確保されず、若年入職者減少の一因となっているほか、関係法令を遵守して適正に法定福利費を負担する事業者ほど競争上不利になるという矛盾した状況が生じている。

このため、社会保険未加入問題への対策を進め、社会保険（健康保険、年金保険、雇用保険）の加入を徹底することにより、技能労働者の雇用環境の改善や不良不適格業者の排除に取り組み、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保を図るとともに事業者間の公平で健全な競争環境を構築する。

社会保険への加入促進については、行政、元請業者及び下請業者等が一体となって推進していくことが必要である。

(一社)全国建設業協会（以下、「全建」という。）は、地方の中堅・中小の元請業者の団体として自らが取り組むべき対策を明らかにするとともに、都道府県建設業協会（以下、「県協会」という。）の実情を踏まえた社会保険加入促進計画（以下、「促進計画」という。）を策定する。

一方行政に対し、本取り組みには業界を後押しする行政の役割が重要であるため、建設業界を取り巻く環境の整備の率先的、主導的な取り組み（別紙）を強く求める。

なお、全建は、県協会の会員企業（以下、「会員企業」という。）の協力を得て下請企業を含めた社会保険加入の実態把握を定期的に行い、調査結果に基づき促進計画を見直すことにより実効性のある取り組みを行う。

2 計画の期間

平成24年度から平成28年度までの5年間の計画とする。

3 取り組みの内容等

(1) 会員企業等への周知・啓発

全建及び各県協会は、各自が発行する広報誌等を活用して会員企業等に周知するとともに、社会保険加入状況記載欄を設けた「全建統一様式（施工体制台帳・再下請負通知書・作業員名簿等の届出書）」の活用促進により周知・啓発に努める。

会員企業は、下請業者に対し業界を挙げて社会保険の加入促進に取り組んでいること、及び下請契約する際の法定福利費の明示に努め下請業者の保険加入を啓発する。

さらに、建設業界全体に「全建統一様式」を普及させることにより社会保険加入の周知・啓発に努める。

(2) 社会保険未加入事業者への対応

会員企業は、原則として社会保険加入業者と請負契約を行うとともに毎年一定時期に協力会社の社会保険加入状況をチェックし、社会保険未加入業者に対して加入促進に取り組む。

(3) ダンピング対策及び法定福利費の確保

全建及び各県協会は、国や地方公共団体、並びに民間の発注者に対して請負契約額に適正な利潤と法定福利費が確保されるよう要請する。

会員企業は、自ら「脱ダンピング受注」に努めるとともに下請業者からの法定福利費の内訳を明示した標準見積書の提出を求めるとともに法定福利費の適正な負担をするよう努める。

(4) 重層下請構造のは是正

全建は、各県協会及び会員企業に対して必要最小限の下請負契約で済むよう、重層構造の解消に取り組む下請業者との優先的な発注を要請する。

また、会員企業に対し、各社の協力会等を通じて重層化を抑制するための分割下請の推進を要請する。

会員企業は、下請負契約の必要性、適法性をチェックして、施工力のある下請業者を選定するよう努める。

(5) 偽装請負等のは是正及び一人親方対策

全建は、会員企業等に対して労務関係諸経費の削減を意図して請負契約の形式を取りながら実態は労働者として扱う偽装請負等を是正させるため、職業安定法や労働者派遣法を容易に理解できる資料を作成し請負・雇用に関するルールを徹底する。

会員企業は、「偽装請負」のは是正や「一人親方」化の改善に努めるため、関係法令を充分に確認し下請業者等への指導を行う。

(6) 就労履歴管理への対応

全建は、国が推進する就労履歴管理システムの導入を目指している一般社団法人就労履歴登録機構への参加の是非を検討する。

(7) 社会保険未加入者の排除

全建は、各県協会及び会員企業に対して、定期的に行うアンケート調査の結果に基づき促進計画を見直しつつ、当面5年を目安に社会保険未加入業者との契約を行わないことや作業員の現場入場を認めないことを念頭において促進計画の推進に努力するよう要請する。

(別紙)

行政に対する要請

1. 「建設産業の再生と発展の方策2011及び2012」に掲げられている公共工事の入札契約制度の改革等の方策と一体となった社会保険加入促進対策の推進
2. 法定福利費の必要経費としての適正な確保、及び「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」の周知徹底
3. 建設企業にとって公正な競争環境により適正な利潤が確保されるためのダンピング対策の推進
4. 公共工事における工事の平準化とすべての公共・民間発注者に起因する着工の遅れの解消、適正工期の確保についての指導の徹底
5. 現場や事業所で、混乱や過度な負担を回避するための漸進的・総合的な取り組み
6. 未加入対策を進めることによる影響と効果の的確な把握と、その状況に応じた速やかな施策の見直し

全建労発第 10号
平成25年4月26日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
会長 浅沼 健一
(公印省略)

公共事業の適切な執行に関する緊急決議について

日頃より本会の事業運営にご理解とご協力を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、本会では、かねてより建設技能労働者の公共工事設計労務単価の改善等について国に要望を行うとともに、適正な賃金の支払いについての取り組みを行ってきたところであります。

先般、国土交通省は、平成25年度の公共工事設計労務単価を決定し、公表するとともに3月29日付けで「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」を発出しましたが、さらに、4月18日には、国土交通大臣と建設業四団体（全建、日建連、全中建、建専連）の幹部との会談の場において、改めて、公共事業及び復旧・復興事業の迅速かつ円滑な執行並びに技能労働者の適切な賃金水準の確保についての要請を行いました。

本会では、これまでの国に対する要望及び今回の国土交通大臣からの要請等を踏まえ、本日、理事会において「公共事業の適切な執行に関する緊急決議」を行ったところであります。

各都道府県建設業協会におかれでは、傘下の会員企業に対し本決議について周知・徹底方お取り計らいいただきますようよろしくお願ひ致します。

公共事業の適切な執行に関する緊急決議

現内閣においては、「雇用と所得の拡大」を国の基本方針として掲げ、公共事業及び復旧・復興事業を促進するとともに、働く人の所得の増大を目指し、デフレ経済からの脱却を図ることとしている。

我々建設業界においても、かねてより、建設業に携わる労働者の賃金低下等が若年者の入職や技能の承継に多大な影響をもたらしており、将来の建設産業の存続が危惧されている。

また、今般、国土交通省から、公共事業及び復旧・復興事業の迅速かつ円滑な執行、並びに技能労働者の適切な賃金水準の確保についての要請がなされたところである。

全国建設業協会は、国の共通の目標に向けてその役割を果たすため、左記のとおり決議し、各都道府県建設業協会並びにその会員企業に要請する。

記

- 一・ 被災地の一刻も早い復興を図り、国民の安全・安心を確保する強靭な国土を実現するため、全力をあげて迅速かつ円滑な公共事業の施工の確保に努めること。

- 一 労働者の処遇の改善を図るために、自ら適切な賃金水準の確保に努めるとともに、下請負契約を締結する際には、下請企業に対しても適切な水準の賃金を支払うよう要請すること。
- 一 社会保険等への加入を促進するため、自ら社会保険等に加入することはもとより、下請負契約を締結する際には、法定福利費を適切に含んだものとすること。
- 一 適切な賃金水準を確保するため、工事の施工に必要な経費を適切に見込んだ価格での契約の締結に努め、ダンピング受注は厳に慎むこと。

右 決議する。

平成二十五年四月二十六日

一般社団法人 全国建設業協会

国土入企第36号
平成25年3月29日

(一社) 全国建設業協会会長 殿

国土交通省土地・建設産業局長



技能労働者への適切な賃金水準の確保について

本日、平成25年度の公共工事設計労務単価が決定・公表され、前年度と比べ、全国平均で約15%、被災三県の平均では約21%の上昇となったところである。

近年の技能労働者に係る就労環境の変化は大きく、建設投資の大幅な減少に伴って、いわゆるダンピング受注が激化し、そのしわ寄せが労働者の賃金低下をもたらして、若年入職者が大きく減少しており、このままでは熟練工から若手への技能承継がされないままに技能労働者が減少し、将来の建設産業の存続が危惧されるに至っている。技能労働者の育成には一定の期間を要するものであり、ここで適切な対策を講じなければ、近い将来、災害対応やインフラの維持・更新にも支障を及ぼすおそれがある。

若年者が建設業への入職を避ける一番の理由は、全産業の平均を約26%も下回る給与の水準の低さであり、また、最低限の福利厚生であり法令により加入義務のある社会保険等に未加入の企業が多いことも大きな原因の一つである。

一方、現内閣は、その基本方針（平成24年12月26日閣議決定）において、「雇用や所得の拡大を目指す」ことを掲げるとともに、内閣総理大臣自身が経済界との意見交換会において、働く人の所得の増大を目指し、政府・経済界・労働界が大局的観点から一致協力して取り組むことによりデフレ経済からの脱却を図るとの方針を示している。

こうした諸事情を踏まえれば、技能労働者に係る適切な賃金水準の確保は、建設産業全体の喫緊の課題であり、下記のとおり、適切な価格での契約及び技能労働者等への適切な水準の賃金の支払い等について、貴団体傘下の建設企業において、ご理解と適切な対応を図られたく、周知徹底方をお願いする。

記

1. 技能労働者への適切な水準の賃金の支払に対する特段の配慮

公共工事の適正な施工を確保するためには、技能レベルが確保された労働者による施工が不可欠であり、こうした技能者の確保・育成には適切な水準の賃金の支払が極めて重要である。また、技能労働者に対して適切な水準の賃金が支払われることは、公共工事設計労務単価及び予定価格への反映を通じて発注価格の水準の適正化にもつながり、これにより技能労働者に対する適切な水準の賃金支払も可能になるといった健全な循環の実現に寄与することとなる。加えて、現内閣においては、公共投資の拡大を労働者の所得増加に結びつけ、消費の拡大、さらには生産の拡大を通じてデフレ経済からの脱却を目指しているところであり、公共事業の受け手である建設業における労働者の賃金引上げは、極めて重要な課題である。

平成25年度の公共工事設計労務単価の上昇は、直接的には発注者が積算する予定価格の上昇につながるが、これを技能労働者の処遇改善につなげるためには、建設業界全体が一定の共通認識を持った上で、取り組みを進める必要がある。

このため、これらの点に十分留意の上、適切な価格での下請契約の締結を徹底するとともに、下請企業に対し、技能労働者への適切な水準の賃金の支払を要請する等の特段の配慮をすること。専門工事業者においては、雇用する技能労働者の賃金水準の引上げを図ること。

なお、国土交通省においては、公共工事設計労務単価の上昇が技能労働者の賃金水準の上昇に結びついているか、別途実態を把握した上で、その状況を翌年度の公共工事設計労務単価の改訂に反映することとしているので留意されたいこと。

2. 法定福利費の適切な支払と社会保険等への加入徹底

社会保険等への加入は、労働者を雇用する事業者及び労働者にとって法令上の義務であり、また、技能労働者に最低限の福利厚生を保障して、若年入職者の確保を図ることが技能承継を通じた建設産業の持続的発展に不可欠である。

今回改定された平成25年度の公共工事設計労務単価においては、技能労働者の加入に必要な社会保険料（本人負担分の法定福利費）相当額が勘案されているほか、既に平成24年4月に行われた現場管理費率式の見直しにより、事業主が負担すべき法定福利費についても、適切に予定価格に反映されるよう措置されている。

このため、元請企業においては、下請企業に対し、社会保険料（事業主負担分及び労働者負担分）相当額を適切に含んだ額により下請契約を締結すること。また、専門工事業者においては、既に作成が進んでいる標準見積書及び作成手順書の活用等により見積書における法定福利費の内訳明示を推進するとともに、技能労働者に対し、法

定福利費相当額を適切に含んだ額の賃金を支払い、その使用する労働者を法令が求め
る社会保険等に加入させること。

3. 若年入職者の積極的な確保

若年者の処遇改善により若年入職者を確保した企業が円滑な技能承継を通じて伸び
ていくことができるという健全な循環を形成することができるよう、今回の公共工事
設計労務単価の引上げを若年者の賃金引上げと社会保険等への加入につなげることに
よって、これまで困難であった若年入職者の確保を積極的に推進すること。

4. ダンピング受注の排除

平成24年度補正予算の経済効果の早期発現を図り、デフレ経済からの脱却を図る
ため、さらには、近年のダンピング受注により下請企業へのしづ寄せが、技能労働者
の賃金水準の低下や社会保険等への未加入といった処遇悪化を招き、これが若年労働
者の確保に大きな支障となっている事態を改善するためにも、発注者から元請企業、
下請企業を通じて技能労働者に至るまで持続可能性を確保できる資金が適切に支払わ
れることが重要である。

このため、工事の品質確保に必要な費用を適切に見込んだ価格による契約締結を徹
底し、ダンピング受注を排除するとともに、建設業法第19条の3に規定されている
とおり、自己の取引上の地位を不当に利用して、工事の施工に通常必要と認められる
原価に満たない金額での契約を締結してはならないことについて、改めて徹底するこ
と。

5. 設計変更に伴う下請企業への適切な支払

「公共工事の迅速かつ円滑な施工確保について」（平成25年3月8日付け總行行
第43号、国土入企第34号）2.（1）において、労務の需給に係る状況等から入
札不調・不落が懸念される地域においては、地域外からの労働者確保に要する間接費
の設計変更について、「平成24年度補正予算等の執行における積算方法等に関する
試行について」（平成25年2月6日付け国技建第7号）を参考として適切な運用に
努めるよう公共発注者あて通知されたところであるが、この措置に基づき、設計変更
により発注者から追加費用が支払われる場合において、地域外からの労働者確保に要
する費用（宿舎費等）や資材の遠隔地からの調達に伴う輸送費等を下請企業が負担し
ているときは、元請企業は、設計変更により追加支払が行われる趣旨にかんがみ、ま
た、労働者に適切に賃金が支払われるようするためにも、下請企業にその負担額を
適切に支払うこと。

6. 労務費の急激な変動への対応

国土交通省においては、当分の間、各地域の技能労働者の賃金の推移を注視とともに、賃金水準の上昇の兆しがみられる地域については、賃金の急激な変動により公共工事設計労務単価が賃金実態を反映しておらずに年度途中の見直しが必要かを検討するために、より詳細な調査を実施することとしているので、これにご協力いただきたいこと。

7. 資材不足等への適切な対応

公共工事の増加に伴う建設資材の不足や価格上昇についての情報を適切に提供いただくとともに、不足や価格上昇が具体化した際には、建設資材対策地方連絡会等を通じ、公共工事発注者、資材団体等と情報共有を図りつつ、連携して適切な対策を講じること。